

習志野市農業委員会総会議事録

平成30年第12回習志野市農業委員会総会は平成30年12月5日（水曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 15名出席 1名欠員

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 植草 守	2番 江口 明美	3番 伊藤 和彦
4番 飯生 良	5番 塩田 俊一	6番 渡邊 幸枝
7番 三代川 和彦	8番 織戸 淳也	9番 葛城 芳一
10番 三代川 彦博	11番 田久保 征夫	12番 村山 茂男
13番 欠員	14番 中野 政博	

会 長 廣瀬 博
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 6番 渡邊 幸枝 7番 三代川 和彦

1. 議案審議結果

上 程 2件 承 認 1件 不 承 認 0件 審 議 保 留 1件

1. 閉会時間 午前 11時55分

1. 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

1. 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について

<p>議 長</p>	<p>皆様、おはようございます。定刻になりましたので、平成30年 第12回習志野市農業委員会総会を開催いたします。今日は、先日実靱で現地調査を行いました。その際の詳細説明等を事務局で行いたいとの申し出がありましたので、後ほどお願いしたいと思います。</p> <p>細かな内容で市のホームページにも載っていますが、皆様にご理解をお願いします。それと同時に、先日お邪魔した際に対応いただいた4人の方の出席を求めていますので、話をもんでもらいたいと思います</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の欠席報告はありません。</p> <p>1名の欠員により、16名中 15名の出席となりましたので習志野市 農業委員会総会 会議規則 第9条の規定により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>6番 渡辺 幸枝 委員、 7番 三代川 和彦 委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は2件、 報告件数3件でございます。</p> <p>それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局長より議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求めます。</p> <p>平成30年12月5日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番● ●●●m²</p> <p>2 権利の内容 所有権移転（売買）</p> <p>3 申請者住所、氏名</p> <p>譲受人 習志野市●●●丁目●●番●号 ●● ●</p> <p>譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●</p>
<p>議 長</p>	<p>有難うございます。</p> <p>続きまして、現地調査報告を同じ●●地区という事で、●番 ●● ●委員をお願いします。</p>

委員	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、現地調査報告をします。</p> <p>調査は、平成30年11月29日に、農業委員13名と事務局3名、申請者の ●● ●●さん ご夫婦と代理人の 株式会社 農協開発の北郷さんの立ち合いのもと、計19名で行なってきました。</p> <p>申請地は、案内図にありますとおり、千葉市との境を通る 県道幕張八千代線に接している農地です。</p> <p>申請内容は、譲渡人の ●● ●●さんの農地を譲受人の ●● ●●さんに 売却をするというものです。</p> <p>申請理由につきましては、譲渡人の ●● ●●さんは、平成20年9月に 相続により 当地を所有しましたが、職業は自営業であり 農業従事は難しく、農地の管理は、他の方をお願いをして 行っており農地として使ってくれる人を探していたと聞いております。</p> <p>譲受人の ●● ●●さんは、隣接農地所有者である ご本人と妻の ●●さんが運営する 農業体験農園「●●●農園●●●」に使用している 農地の一部が、県道幕張八千代線の拡幅工事の 予定地であり、用地買収によって規模縮小を 余儀なくされることまた、来年1月から 息子さんが 就農を予定していることから 申請地を取得し、体験農園の規模の維持及び 経営規模の拡大を はかりたいとのことです。</p> <p>以上で、議案第1号の 調査報告とさせていただきます。</p> <p>皆様で宜しく ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>●●委員、現地調査報告ありがとうございました。</p> <p>同じ地区の ●●委員、何かありますか。</p>
職務代理	<p>特にありません。</p>
議長	<p>事務局は、現地の状況を踏まえ内容の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>・・・ 2頁の参考資料内容説明と案内図により説明・・・</p>
議長	<p>只今の事務局長の説明を受け審議に入ります。</p> <p>質問や意見のある方は挙手願います。</p> <p>現地を見ているので、特別な質問等はないように思うのですが</p>
事務局	<p>・・・ 申請地の一部が道路拡幅工事の事業認可が下りている場合の取り扱いと、租税特別措置法等を説明する。(土地収用法について)・・・</p>
議長	<p>質問等が無ければ、採決に入ります。</p>

	<p>先程の調査報告でも、息子さんが近々就農し後を継ぐとのことで、畑を取得し、就農者が増えるのは喜ばしい気がします。</p> <p>それと同時に、●●農園も規模を一部拡大し、自分の所も事業用地にかかっているので、規模の維持と一部拡大となるものですが、現在の利用者には迷惑を掛けられない思いがあるようです。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の同意を求めます。</p> <p>賛成の方は挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第1号は許可することに決しましたので、事務局は、本日付で発行できる様に手続きを行ってください。</p> <p>続きまして、議案第2号 「生産緑地に係る 農業の主たる従事者についての証明願について」です。</p> <p>本日は、申請者と代理人を総会に呼んでおります。</p> <p>事務局からの詳細説明の後、本人（代理人）に、今後の耕作について質問をしたいと思います。</p> <p>それでは、事務局より議案説明を求めます。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p> <p>事務局 議案第2号</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について</p> <p>平成30年11月22日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願の提出があったので審議を求めらる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者 習志野市●●●●丁目●番●号 ●● ●● (●●歳) 2. 買取り申し出事由の生じた者 習志野市●●●●丁目●番●号 ●● ●● 3. 買取り申し出予定生産緑地 習志野市●●●●丁目●番 地目(畑) 地積 ●, ●●●●m² 4. 登記内容 権利者 ●● ●● 5. 申し出事由 <p>所有者の●●●●は●●歳の高齢者であり、現在本人のみで耕作管理している。●●●●丁目の耕作地への移動手段は自転車であるが、自宅からは高齢者としては距離があり、低血圧、視力聴力が低下しており危険である。</p> <p>当該農地を親族に年3回程、トラクターで耕してもらい現状を維持しているが、親族も高齢のため、今後同じように依頼することが出来ない。</p> <p>今後、手伝いも見込めず、一人で管理するには耕作面積が広いので、体力面での不安と精神的な負担が大きいことから生産緑地の解除を申し出た。</p>
--	--

議 長	次に、現地調査報告を●番 ●● ●● 委員 お願いします。
委員	<p>議案第2号</p> <p>「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について、 現地調査報告をします。</p> <p>調査は、平成30年11月29日に、農業委員13名と事務局3名のほか、生産緑地 については、申請者の ●● ●●さんの 次女、三女 及び代理人の 株式会社 アビオ の 山田さん、また ご自宅に隣接する 市街化の畑では、●● ●●さん を 加えた 合計20名の 立会いのもとで行なってきました。</p> <p>申請地は、案内図にありますとおり、主要地方道 ●●●●線の ●●交差点付近 の細い道を入った ●●●●駅南口から 徒歩約7分の生産緑地です。</p> <p>当案件は、主たる従事者である ●● ●●さんが平成28年3月に 夫から相続 した農地を親族の助けを借りながら 耕作 及び 維持管理をしてきたが持病があ り、足腰も弱くなってしまったため、歩くことも大変であり、今後 農業を続けることは 難しいとのことでした。</p> <p>また、今まで親族に 農地の管理を 手伝ってもらっていたが、親族も高齢のため、 今後は 農地の維持管理も見込めず、子供たちも農業に従事していないので、生産 緑地の解除を 申し出るにあたり「生産緑地に係る 農業の主たる従事者についての 証明願」を行うに至ったと聞いております。</p> <p>以上で、議案第2号の 調査報告とさせていただきます。 皆様で宜しく ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>●● ●●委員、調査報告ご苦労様でした。</p> <p>次に事務局より、生産緑地 解除の条件と 詳細説明を お願いします。</p> <p>既に解除の条件というのは、委員の皆様はご存知と思いますが 解除については、平成4年、今回は平成7年、受けてから30年過ぎ れば解除になるのですが途中での話なので余程の事情がなければ解 除出来ないことです。また、習志野市のホームページに掲載してあり ます。この案件を審議する前に事務局より、ホームページに基づき説 明させていただきます。 事務局お願いします。</p>
事務局長	<p>生産緑地の認定条件について簡単に説明させていただきます。</p> <p>生産緑地法は、昭和49年制定され平成3年に改正されました。 三大都市圏、関東、名古屋、大阪が含まれます。</p>

習志野市は、平成4年11月から生産緑地の指定が始まりました。生産緑地を受けられる条件は、お手元の資料をご覧ください。

習志野市都市計画課が作成して掲載しているホームページを印刷したものをお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

こちらは、生産緑地に関するQ&Aになります。

その中のQ4で、生産緑地地区の指定を受けられる土地の条件を教えてください。

そこには、A4で生産緑地地区の指定を受けられる土地は、指定要件を満たしている市街化区域内にある農地等であり、となっております。

生産緑地の農地の指定要件は次のとおりとなります。

この中に一団の農地等の区域であること、500平方メートル以上であること、営農継続可能な条件が揃っているなど、抜粋して申し上げました。

また、農地等とは、現在、農業で使われている農地若しくは採草放牧地で習志野市には採草放牧地は有りませんので該当いたしません。

全てが農地のみとなります。

次のQ5をご覧くださいと思います。

生産緑地に指定されると、どうなるのですかとこの質問が有ります。

指定を受けた農地については、措置または行為の制限がかかります。

税については、優遇措置が設けられています。

これは、市街化調整区域内農地とほぼ同じ税の割合となります。

制限される行為については、農地以外の土地の利用、転用、転売はできませんというように書いてございます。

これを見た中で、Q7で、生産緑地の指定の解除についての質問があります、この中で、今回の議案第2号に該当する解除理由が農業に従事することを不可能とさせる故障を有する場合について、この後Q9で農業に従事することを不可能とさせる故障ってなんですかと、ありますので読み上げさせていただきます。

「農業に従事することが不可能とさせる故障」とは、次のような病気・怪我等をさします。

認定に当たっては、医師の診断書などが必要となります。

1. 両眼の失明
2. 精神の著しい障害
3. 神経系統の機能の著しい障害
4. 胸腹部臓器の機能の著しい障害
5. 上肢・下肢の全部もしくは一部の喪失、その機能の著しい障害
6. 両手・両足の指の全部もしくは一部の喪失、その機能の著しい障害
7. 1～6までに掲げる障害に準ずる障害、

この他、1年以上の期間を要する入院、養護老人ホームに入所する場合、著しい高齢となり運動能力が著しく低下した場合なので市長が認定したものも含まれますとあります。

認定後、30年を待たずして解除するという事は、これだけ厳しい条件が付されております。

今、読み上げさせていただいた内容を念頭にいただき、詳細にお聞き頂き

	<p>説明員が入室するまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>休憩前に戻り会議を続けます。</p> <p>本日は、会議に御出で下さり有難うございます。</p> <p>まず、●●さん、代理人の山田さん、●●さん、●●さん、有難うございます。お忙しいところ。</p> <p>それから先日は、現地調査にお立合い有難うございます。</p> <p>それでは、先日の現地調査を踏まえ委員から質問があればお願いします。</p> <p>まず、自己紹介からお願いします。</p>
代理人	<p>お早うございます。</p> <p>先日、29日はお時間を頂戴しまして、有難うございました。</p> <p>私、今回この習志野市●●の案件を担当させていただいている、仲介業者の株式会社アビオの山田と申します。宜しくお願いします。</p> <p>今日は、娘様お二人とお母様です。</p> <p>それぞれ自己紹介させていただきます。</p>
申請人	<p>母の●●●●です。</p> <p>宜しくお願いいたします。</p>
付添人姉妹	<p>私が、●● ●●●と申します。長女となります。</p> <p>次女の●● ●●●と申します。</p>
議 長	<p>委員の方々より質問が出ますので、正直に答えてください。</p> <p>それと我々、この様な正式な会議なので、録音を取っていますので、ご承知おきください。</p> <p>尚、携帯電話はスイッチを切るなり対応をお願いいたします。</p> <p>それでは、質問のある方はございませんか。</p> <p>現地を見た感想で何かありませんか。</p> <p>非常に良い耕作をしていて、こういう言い方で悪いけど、我々、農業委員よりは立派な野菜を作っているなと感心しました。</p> <p>そんなところから、何か質問があればお願いします。</p> <p>三代川彦博委員、どうぞ。</p>
三代川彦博委員	<p>今回の申請に当って今迄、綺麗に耕作していた、お母さんも先日も今日もお元気なので、もう少し頑張ってもらえないかなと正直な気持ちなのですが、申請に当っての内容で、これからチョット不安だからとの申請と云うことで宜しんでしょうか。</p>

付添人姉妹	ごめんなさい声が小さくて、母は耳が悪いもので (付添人通訳) 畑は立派だけれど、もう少し頑張れないかって。
申請人	足腰や歩く事もやっとだって。
三代川彦博委員	それと合わせて、代理人さんの仲介業者の方に我々も農業関係、特に生産緑地って大変厳しく審査される。それを踏まえて仲介されたという事で、この件は出来るという判断をどこら辺で出したのか。
代理人	<p>一番初めに農業委員会の方へ、娘様の方でご対応した際にも確かに厳しいと言われました。言葉にしたら大変厳しい言い方になりますけれど、生きるか死ぬかの瀬戸際でなければ解除出来ないようなことはいわれました。</p> <p>そこも納得しております。</p> <p>ただ、私もお母様ないしは姉妹の二人から話をお伺いした際に、やはり歩行すら困難でお医者様の診断書からも骨が曲がってしまっていて、畑までの距離も勿論関係ないと思いますけど、農業をして行く上でこの足の状態で本当にどうなのか、なんだろうかと再三お話をお伺いいたしました。</p> <p>で、誰か代わりに出来ないか、せっかくの生産緑地なんでと、ご家族の中でもお知り合いの方にも掛けあったりとかしていただきました。</p> <p>それでも、あれだけ綺麗にとおっしゃっていただきましたが、あれだけの土地をあのようにして来られたかという、お母様の弟様に、此方も高齢なんですけど年に2・3回トラクターで耕していただくことを踏まえて、其れ有りきで土地をそのように保ってこられたわけで、そこも今後トラクターをやっていただけない、お母さんご本人も出来ない、他の方にかかけあっても出来ない、見た目は勿論元気ですけども農業って結構重労働で、それに携わって行けるかという、難しいのかなと私、個人の判断では難しいのかなと思ったところです。</p> <p>生きるか死ぬかと言われたら元気だと思います。</p> <p>ただ、あれだけの重労働に携わって行けるかという不安定な方がかなり有ると思う、私はお話をたくさん聞かせていただいたので、そういう判断をして、今回、仲介業者としてお話に参加していただいております。</p> <p>以上です。</p>
議長	今回の山田さんは、こういう案件はあちこち手を付けているの。
代理人	個人では正直無いです。上席と一緒に行って来たのがほとんどです。
議長	会社としては如何なの。

代理人山田	会社としては、何件も扱っていると思います。
議 長	村山委員、何かない。
村山委員	生産緑地指定は平成4年ですが、そもそも何で指定を受けたのですか。
付添人姉妹	父が受けたもので私どもでは、何も分かりません。
村山委員	平成4年の時は、何歳でしたか。
付添人姉妹	父ですか。
村山委員	お母さんです。
付添人姉妹	●●歳位です。
村山委員	指定は、平成7年ですね。
付添人姉妹	平成7年ですと、●●歳～●●歳位です。 今、●●歳なものですから、父は、ワンマンでして母に相談することは、殆ど無かったので。
村山委員	●●歳位の時に指定されたのですか、この生産緑地の解除までは30年ですね、追っていくと●●歳、それでいて決断されたちょっと解せないです。
付添人姉妹	父が申しますには、自分が死ねば解除出来るという認識だったようです。 と、母が言っていて直接聞いたわけではありませんが、生産緑地だったことも私達、生産緑地自体のシステムをあまり理解していなかった。 本当に申し訳ございませんが、読むではみたのですが内容を理解するまでには至っていなかった。具体的にどういう経緯で父が思って生産緑地の指定を受けたのかは、私達はあまり良く分からないのです。 相続に当って、生産緑地というものを慌てて調べ出したものです。 皆様は、何言っただと思うかもしれませんが、本当にそのような状態だったもので、経緯が如何であったかといわれましても分からないのが実情です。母も多分少しは聞いていたかも知れませんが、父のいう事に逆らうことが出来ないというか、具体的に説明されることは殆ど無かったので、言われるがままやっていたと思います。 本当に勉強不足を責められてしまったら、申し訳ないのですが私達としては、2年前にやっと分かったというかそういう状態です。

<p>議 長</p>	<p>要は付添姉妹方から勉強不足であったというお話でしたけど、一般的に農家の方もね、自分の土地だから何をしても良いんだと思っっている方が結構多いんですよ、農地法とか良く分かってないんです。</p> <p>先日も私、立ち話の中で農地は、取合えず国から借りていて、賃借料を税金として非常に安く納税させてもらっている、自分の名義の土地なんだけど実際は国から借りているんだと、そういう理解をしてもらえば問題はないと思うんだけど、それで解除するにあたって、解除する前に当然、税金が安くて済んでいた訳で、これが普通の土地だと宅地並み課税となって120万、130万円、場合によっては数百万円の税金を払わなければならなくなるよね。その辺、皆さん農業やっている割には理解してない、その様な気がする。</p> <p>それと昔、お父さん連中は頑固者で「俺に付いてくれば良いんだ、お前は黙っている」と言う風習だったもので、そのまま農業経営して来たと思います。</p>
<p>付添人姉妹</p>	<p>おっしゃる通りです。</p>
<p>議 長</p>	<p>何かありませんか。 渡辺さん、何かない。</p>
<p>田久保委員</p>	<p>1つ、先日、畑を見せてもらった時に「あれ」我々以上に立派な作物が出来ていた。普通は草が生えないように養生シート引いて作物を作るんですけど、あの畑の中には草1本も無い、それだけ長年丹精込めて作ってきた。</p> <p>また、もう出来ないよという話もありますけれど、遠い畑の生産緑地になっている所、あそこは出来なくても出来ないから何とかして下さいという事ではなく、それは、何か良い方法、周りや身内の中で借りてくれませんかということではなく、行政の中でも農地中間管理機構というのがあるので、そのようなところをお願いして借りてもらう方法もあるのではないかと思いますので、後7年でしょ、仮に売ったところで安く叩かれる恐れもあるし、先祖代々受け継いだ土地ですから少なくとも、もう少し置いといた方が良いと思うんですけど、やはり中間管理機構とか県の方でやっていますから、そういう所をお願いすれば、そうすれば管理も一切合切やることもない無いし、それをそのまま、やはり30年という約束事ですから、税金の問題とか絡んで来ますけど、後7年ですからその間、管理機構をお願いして畑を残す方法を取ってみたいかがですか。せつかく場所も良い所ですから今はどうのこうのでは無く、7年すれば周りも変わってくるとは思いますけど、解除に成れば大手を振って自由に出来ると思います。</p> <p>私は、そう思うんですけど何かもったいないような気がするんですよ。 ああいう場所ね。</p>

付添人姉妹	ただ、あそこには道が無いので、どうしても車の出入りや清掃車も来ますし乗 用車分の道路幅しかないのです。
田久保委員	車はそうでしょうけど、住宅の人達の為の清掃車うんぬんの話をしていますけ ど。
付添人姉妹	道幅も狭いです。
田久保委員	畑にトラクターで入るには、十分出来る分けですよ。 今時、大型トラクターやトラックで農家やる人は殆んど軽自動車でしょう。使 っている方は軽自動車が入れば十分賄えるのではないかと思う。 やはり、清掃車うんぬんとなると狭いとなるので。
付添人姉妹	大きさの話を申し上げると清掃車位の大きさの物もスムーズに入って来られ ないし、また、車を止める所も今は駐車場の所は建物の駐車場なので、車を置 くというスペースも確保されていない、また、水が無いのでどうしても水を運 んで行かなければならなくなってしまっています。
田久保委員	それは、畑は何処でもそうですよ。 井戸でも掘れば別ですけど、それもそうなかなか簡単にはいきません。 それで長年やって来ている訳ですから、そこに何か水を溜める方法を考え、今 まであれだけ立派な作物を作っているわけですから。
付添人姉妹	2年前までは建物が有ったので水は出たのですが、建物が無くなったので水場 が無くなってしまって、この2年間は桶に雨水を溜めるとかペットボトルで運 ぶなどしていました。
田久保委員	あくまでもその畑を使うのであればそうでしょうけど、先程も言ったように中 間管理機構を利用すれば水を運ぶなど、やる必要無い訳ですよ。 借り手の方がやることですから。 そういう方法も有りますよ、ということです。
付添人姉妹	初めてその話を伺ったもので。
田久保委員	パンフレットがありますよね、それをやってください。
付添人姉妹	パンフレットを読ませていただきますけども、生産緑地の文章を読んでも 申請して一般に公募して下さる、聞いてくださるといってお話が有ったので、一 回申請をすれば聞いていただけるものだと思っていたので、県の方にお話をも

	<p>って行かなければいけないとか、管理機構の方へ行かなければならないとかは全然考えていなかったもので。</p>
田久保委員	<p>これからそれを考えてみなさいよ。</p>
付添人姉妹	<p>私達としても考えていなかったし、公募して下さるという段階で誰かが現れば、それはそれで耕作いただければ良いのかなと思っていましたので、そこまで手段を講じなければならぬとは思っていませんでした。</p> <p>今回お話を伺って後で良く分かったのですが、私達も業者に話を持って行ってしまっているんで、皆様が生産緑地の方を誰かが耕作して下さるとい、オープンにして下さるといお話がありますよね。</p> <p>誰もいなかったら認可になる話だと思っていたので、業者さんの方にも誰もいなかったら買い取りますよ、みたいなお話を持って行ってしまっているのです。</p> <p>出来ましたら、この方法でというのが私達の希望であります。</p> <p>一般的に話をオープンにして下さるのですよね。</p> <p>うちのお借りしている土地の生産緑地の方は、それでお話を持って行って誰かが耕作してくれるのか、買い取ってくれるのか言うのであれば、全然もうそうしていただいて、その方が良いと思っているし業者さんも、その手順で行きますよということは、了承していただいています。</p> <p>そのお話しに進まないうちに県の方に持って行くのが良いという事でしょうか。</p>
田久保委員	<p>良く分からないということのようですが、良く分からないことの方が多いですが、だけど、この生産緑地については、そう簡単に行かないです。</p> <p>先程より、色々いっているようにね。</p>
付添人姉妹	<p>ですから、そこでオープンにしてくれるものと思っていました。</p>
田久保委員	<p>それだったら、その様な理由だけで解除して下さいといっても簡単には行かないです。</p> <p>結局、生産緑地そのものが●●さんの例を取るわけでは無いのですが、今、習志野市内では結構そのように関連する方が多いんですね。</p> <p>それを出来ないという事で、平成4年に最初に受けた方々は仕方ない後、4年間我慢して耕作しながら作物作りながら、待ちましようという方がほとんどで、ですから、ここでは「はい、そうですか分かりました。」というわけにはいかないです。</p> <p>条件というのがありますから、そう簡単には行かないと思います。</p> <p>こういう事は、不動産屋さんであれば十分承知の上ではないかと思うのですけどね。</p>

	<p>簡単に行かないという事ぐらいいはね。 そういう事を良く踏まえて説明していただければ、●●さんの方も、もう少し理解されたと思います。</p>
付添人姉妹	<p>私達、父親が亡くなった時にも、農業委員会さんの方へお邪魔して話を伺ったつもりでしたのですが、どうも理解が出来ていなかったようで、そんなに大変な事では無いと思っていました。 理解が出来ていなかったもので、業者さんに話を持って行った時も無理だと分かっていたら、お話を持って行ってはいません。 父が亡くなった時にちゃんと理解してなかった事は私達のせいですが、その時に亡くならない限り無理だというお話を聞いた記憶が全く無かったので今回、こういうように持ち出してしまったのですけれども、無理って事でしょうか。</p>
田久保委員	<p>かなり厳しいですよ。 この生産緑地そのものの縛り付けが国の法律ですから、やはり厳しい面で周りにも、そういう状況の方が結構、いらしゃるのでね。 あそこの家が出来て、何故家は出来ないのかと、それぞれ対応が違うと大きな問題が起こるんですよ。 「農業委員会、何やっているんだ」と、そうなってもこれまた困りますから。そういうことを踏まえて、この厳しい条件の中で判断して私達もやらなければならないのです。 別に意地悪してどうこうという事でなく私は立場上、決まった中で判断していかなければならないものですから、その点を理解してもらいたいんですよ。</p>
付添人姉妹	<p>気分的には、体を酷使して畑作業というものは無理なので整形外科さんの方でも、足が変形して手術は無理という話で、因みに歩ける日、歩けない日、足が痛くて靴が履けない、靴下が履ける日・履けない日等、そういう日が多くなって来ているので、基本的には外にも付き添わなければ行けないのですけれども転ぶことも多くなってきています。結局、一度転んでしまうと大変なことになるので家の中ですら転んでしまうので、その辺は十分理解いただいて、診断書もあと何通かいただければ、それは良かったんですけれども外科の方で、どう考えても耕作出来ないだろうという話をいただいて、診断書を書いて下さいましたので、この母が今後もう出来ないということだけは、ご理解いただきたいです。 その時点で、手続きをどのように進めて良いのかは、全くの素人で何も分かりません。 相続した時点で、これだけ大変な事だと伺っていたら、あの時点で解決していたのですね。</p>

	<p>ですが、それを時期は3ヶ月かかるけれども徐々に解除できるからとの認識で都市計画課と農業委員会へ伺って話を聞いているので、だったら徐々に解除していけば良いのかなという判断だったので、今回こういうことでお願いした場合にとっても、生きるか死ぬかぐらいで無いと解除できないような話を頂いた時に、母は生きていたら解除できないわけですかと、チョット憤りのようなものを感じたわけですよ。</p>
田久保委員	<p>先程も申したように畑が出来ないような症状であれば、仕方ないですけど期限が来るまでの間、先程も申したように行政を利用して残す方法を考えて見ても如何ですか。</p>
付添人姉妹	<p>これ以降の事は、私達にはどうすることも分からないので、お手続きは皆様の良いように段取りを踏まなければならないように進めていただいて。</p>
田久保委員	<p>ですから、そういう事を今迄は分からないことも多かったでしょうけども、先程も中間管理機構というお話もしましたけど、どんどん行政を利用相談して納得行くまで相談されたいと思います。</p> <p>出来ないから直ぐに解除するのではなく、やはり我々からすると農地は残してもらいたい気持ちがあるのです。</p> <p>畑の作物を見てしまうと、「エ～」こんな立派な物をという感じで、今日・明日農業が出来なくなる分けて無いでしょうから、先日も話したように遠いから行かれないとか、家の隣の畑だけでもやりたいという事であれば、それはそれで直ぐ高齢で家にこもると、他の病気になる恐れもあるので長年農業を行って来たものをいきなり取り上げるのは良いことじゃないのでね。</p>
付添人姉妹	<p>本人は、畑で死にたいというぐらいの気持ちなんです。</p> <p>家の中で家事をするよりも畑で草を取る事の方が楽しいようで、しかし、如何せん体の調子が骨がどうにもならない状態で足の指って、私もスライサーで指の肉を落としたりしたのですが、これ1本おかしいだけでも不自由なことなので、老人というのはこんなものだろうな、ましてや足の親指・人差指なので歩行が困難ということは、恐らく思うように動けないことがストレスだと思うのです。</p> <p>けれど畑でしゃがみ込んで草むしっているのが楽しいのであれば、それで良いのかと思うのです。</p> <p>もう、畑をしなくても良いと思えば、無ければしないので、畑があるから気になってしまうので、出来れば長生きしてほしいので。</p>
田久保委員	<p>自由にね、人生ある程度自由が無ければ、それに反発してストレスも溜まって来ますし。</p>

付添人姉妹	出来れば耕作させてあげたいのですが、目が行き届くことではないので基本的には、生産緑地は解除してほしいと考えています。
議 長	田久保さん・・・ 前向きな考えをして下さいという事で 他に関連して、何かありませんか。 塩田さん、どうぞ。
塩田委員	<p>●●さん、今の話は分けて考えないと。</p> <p>お母さんの病気は病気、でも、これは仕方ないことで、今耕作されている所ですけど、先程委員の方が言われたように第三者に委ねてみるとか、日本全国の農家さん皆そうなりますから、そういう救済といったら何ですが、その様な人達のために中間管理機構というのがあるので、そこに相談して納得の行くような考え方で、第三者に耕作して貰うなど、受けてから30年間という縛りが有るので残り7年と伺っていますが、その期間を待たらいかがでしょうか。</p> <p>今、皆さんインターネット見たり調べたりしていると思うので、ここで生産緑地を検索すると解除について法律での内容が載っています。</p> <p>1番目に載っているのが、生産緑地の指定後、30年を経過。</p> <p>2番目には、病気などを理由に農業に従事できない事などが載っていますね、後は何方かという受けてから30年後の2022年には、需要と供給の供給がオーバーして地価が暴落すると言われてますが、何方かという其方側に流れてしまっている。でも、生産緑地法というのは、まず都市部で定められているもので生産緑地法では、緑地や農地の保全と言うのが大前提にあるのです。そういう中で、どうやって、その見返りと言ったら何ですが固定資産税が軽減されている、そのような中に置かれている訳ですから、すぐに売却とか他の用途に使用するとかできないものです。</p> <p>人様の●●さんの財産ですから、どうこうでは無いですが私の農業委員の立場としては仲介業者の山田さんのいろいろな教えも有るでしょうけど、お母さんには今迄、頑張ってやって来られたし私も先日、現地を見て周りが住宅で畑が囲まれているその様な状況で、昔は周りが全部畑だったと思うのですよ、そういう中であそこまで●●さんが綺麗に全部耕作して来られた事は立派な事で、農業を一生懸命にやって来られた、お母さんが●●家に嫁がれてお父さんが長年やって来られた、その姿をお母さんが見てこられたからこそ、畑の草が気になってしょうがないとそういう所に落ち着くけど、ですから、自宅の隣のも立派に管理しておられる畑を見ても草も無く、その辺でも私は、お母さんに頑張れというか続けていただき、離れた方は中間管理機構等に相談いただいて、後7年ありますけど、その中で沢山いると思うんですね耕作したいという人。</p>
付添人姉妹	農地を借りたいという方、いらっしゃいますか。

塩田委員	はい。これからそういう気持ちが有れば、私もそうあってほしいですけど、そう成ったら農業委員も一生懸命探しますし県もそうでしょうけど。
付添人姉妹	私事ですが、ボロ家で床がボコボコになっていまして、直したい気持ちが今、凄く有るので、手持ちがチョット無くて、あそこを処分して直したいと思っていますとこです。
塩田委員	融資とかの話になると、筋違いですけど。
付添人姉妹	そのような希望もありまして、今回の話に至ったという部分も有るのです。確かに、おっしゃる事ももっともですし耕作しなければいけないのかと言う事は、ヒシヒシと感じてはいますが、母の体が・・・。
塩田委員	実際、私もあれだけの面積をなささいという事は言いません。 ですから何回もいっているように第三者の方に委ねると、また、床がボコボコで落ちちゃうなどは、また、別の話ですよ。 それは、また、市役所でもいろいろあります。そういう事はやったこと有りますか。 市役所と銀行と保証協会等が有りまして私も色々調べたのですが、そういう面で対策などしてみてもいいかがでしょうか。 失礼ですけど簡単に処分して、それを充てるといのは違うのでは、床などの修理にしても幾らも掛からないと思うので、処分してまでやるとか、立ち入ったお話ですけど成らないと思います。 ま、一つ考えてください。
付添人姉妹	県の方の農地中間管理機構の話が上手くいかなかったとしたら、もう一度話し合っていただけなのでしょう。
塩田委員	中間管理機構ですよ。 生産緑地の法律も、そのように手放したら保全にならない分けて、生産緑地法の中に定められている保全になるような役所の方も考えると思います。
議長	塩田さん、質問有難うございます。
塩田委員	もう一度、考えて見たらいかがでしょうか。 私達も勉強させていただきますから。
付添人姉妹	希望としては、このままお願いしたいと思います。

<p>塩田委員</p>	<p>まず、処分したいという事でしょ、いろいろ話を聞いていると</p>
<p>議長</p>	<p>塩田さん、有難うございました。 三代川彦博委員どうぞ。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>委員さん、全員が出来たら解除まで、後7年待ってほしい。 それは、他の同じような状況の農家さんもあると思う中で、純粋に解除までの年数を何とか、お母さんを助けながら継続してほしいというのが皆様の本音だと思います。ただ、いろいろな事情など、ましてお母様も高齢ですから本当に何時、生命に係るリスクが有るっていう事は我々も承知しております。ただ、今回の申請の解除理由ってのが、おおよそお解りのことだと思いますけど、それに対しての今回申請が上がっているの、この診断書にも農業を継続することは、今後、不可能という文言を提出されている。 でも、今、お母様が元気で活躍されていらっしゃるということで、我々も解除の年が来るまで待ってほしい。 何とか頑張って、後7年待ってほしい。 いろいろな事情とか、お母さんのリスクなど多分いつ起こるか分からないけど、やはりこの申請のお母さんの様子など話を聞いていると、本当に畑で亡くなるつもり位の思いがあると、生き甲斐を我々も潰したくないという気持もあるの、多分、何方を選択するかだと思います。 この診断書とか申請書に適合性が有れば、我々も検討しなければならないのかなと、思います。</p>
<p>付添人姉妹</p>	<p>母は、畑で死にたいぐらいの気持ちでも、もはや本人も限界を感じているというので、今回の申請になったものです。母も、自分では分かっているので一回畑に行くと眠ってしまいます、トントン叩いても起きないぐらいに寝てしまって、夜に寝むれないようなおかしい生活になってしまっているの、肉体的に限界なのかなという状況なのでお願いしております。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>今、出席されている委員さん全員が、後7年頑張ってという思いですけど。私は、個人的に適合性これに沿った申請であるのであれば、その生き甲斐を潰すような事にもなりうるの、もう、今後農業はやらない、不可能ってことで提出されているの、それが約束っていうか出来ない、それはチョッと整合性が取れない。</p>
<p>付添人姉妹</p>	<p>自宅で食べる程度であれば大丈夫と●●市議からも伺っています。 今の耕作している土地は広いので、自分達が食べる位なら大丈夫ではないかと伺っているので良いのかなと思って、勿論、全部耕作するというのは無理なので、畑に出てチョット植えたり取ったりする程度だったら大丈夫じゃないのと、議員さんからお話を聞いたので、そうですねって話をしていました。</p>

	<p>確かに申請書を提出した後に、まだ、あそこの畑をやっていたら可笑しい話で、それは本人も分かっているやらなくて済むのであれば、やりたくない畑が有るからやってしまう。</p> <p>此処から此処までと自宅分程のスペースであれば大丈夫と伺ったので、であれば畑をいじれない事は無いのかなと私達は理解しておりました。</p>
三代川彦博 委員	その事と、診断書を提出されている内容の耕作は不可能と書いてある、その辺の際どい所は多分有ると思いますけど。
付添人姉妹	家庭菜園程度のレベルでも農業はしてはいけないと言う事なのでしょうか。
三代川彦博 委員	杓子定規の判断で診断書には無理だと記載されているので、その辺の所は理解していただかないと、私個人的には厳しいのかなと思います。
付添人姉妹	畑が自宅の庭の中に有る分には構わないのでしょうか。 其処まで決めなくても良いのかなと思うのですが、二度と土を弄ってはいけないという事でしょうか。
三代川彦博 委員	ですから、お母様の生き甲斐を潰す事は、自分もしたく無いと思っていますし、後7年間頑張ってもらいたいと、皆さんも思っていると思います。
付添人姉妹	7年は生きているかも分からないので。
渡辺委員	<p>私も新人なので良く解らない所も有るのですが、生産緑地の指定を受ける事により30年間農地として管理して行くから税金は安くしてあげますよと言うのがまず、約束事ですよね。それが出来ないのであれば、次にと順次考えて行く事で結局、家の近くは出来ても遠くの畑は出来ないだったら、農協さんに頼めば耕してもらえるし、弟さんが出来ないのであれば、お金を払ってでも農協さんに依頼するとかしないと、それが約束事でしょう。</p> <p>後7年間なので、もっと長いだったら考え方も有るでしょうけど、後7年なので頑張ってもらいたい。遠くの畑だけの事を農協に頼むとかすれば、近くの畑の事でなく、遠くの畑を綺麗にしていれば自宅脇の畑が少しであろうが広かろうが出来る分けて、はっきり言って農家の伯母さん達から畑を取り上げたらボケますよ。</p> <p>ボケて死んだら娘としては困る訳で、そういうところを考えてあげた方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>多少お金が掛かっても、叔父さんだって高齢だから無理であれば農協にお金を払ってでも耕運して、7年たったなら自由に検討出来るし、それが普通だと思います。</p>

<p>付添人姉妹</p>	<p>我家も生産緑地が同じ様な所に畑を持っていますが、息子達も仕事に出ていますして農業後継者も無く、自分達も●●歳だし体はハッキリ言って持病も有り農業出来ない位でまで言われています。それでも、頑張って継続しなければという気持ちがあるんです。</p> <p>それぐらいの気持ちを持ってやらなければいけないと思うので、お母さんの為にも、自分達の為にも税金を安くしていただいているので、もう少し頑張らないといけなないと思います。</p> <p>トラクターの使用については、叔父には幾らかお金を払っていますし、叔父からも農協に何で頼まないのかと聞かれた時は、母は少しばかり面積を頼むのは申し訳ないという人なので、なので農協には頼めないと言って叔父に頼んでいたようです。</p> <p>自分が来てもらいたい時に来てもらいたいようで、私達も病気にしてしまっていて、手伝いというか農業経験が無いので何も手伝えること出来ませんので、母だけが農業に従事していることになっています。</p> <p>確かに頑張れと言われれば、やらなければいけないと思いますけど、母しか出来ないし、畑も自分が気に入った様にしか出来ないの、私達が畑に入ると土が、畑が荒れるとか、そこは歩いて欲しくないとかいうので、2年前に父が亡くなった時に生産緑地を解除する、しないでどの様にするかも良く理解しないまま、ここまで来てしまった。</p> <p>あの時にこの様な大事に成って解除出来ないのであれば、その時に解除させていただいたのですが、ただ都市計画課の方では3ヶ月の期間は有るけれども、何時でも少しずつ解除していったら良いとの指導をいただいたので、今、この様な状況になっているのです。</p> <p>相続した時点で不都合な状態になっていて、指も既に曲がっていましたし、体も曲がっていました。</p> <p>私もこの2年の間に胃を病んでしまって、ちょっとどうなるかもわからない状態なので、ましてや長男と言うものが居ないので、こうなってしまうと早く処分をして少しでも楽しい思い出を作りたい。</p> <p>動ける間に、そして2年間探した挙句にやっと、やってくれる業者が見つかった状態なのです。</p> <p>2年前には、解除したい旨のお話はさせていただいていると思うのですが、今、無理だと言われればその通りかも知れませんが、私達はそんな大事な事とは思ってなく、生活も有りますし7年は無理なので、2年前に急に原因が来たもので何も分かってない状態で、生き甲斐を取り上げるなどいわれればその通りなので、母も現実的にとても辛いですが良く解っているようで、栄養剤などを飲ませているのですが、どうしても畑がある限りやらなくては行けない、やらなくて良いのであれば違った楽しみが見出せるかもしれないと思います。</p>
--------------	--

議長	<p>分かりました。</p> <p>それでは、会長の私から改めて確認させていただきます。</p> <p>今後農業を続けることが出来ないことについて、お母さんの●●●●さん本人は承知しているという事で宜しいでしょうか。</p>
申請者	出来ないというより、やらない方が良い
議長	<p>やらない方が良いという事で・・・分かりました。</p> <p>総会に当り色々有難うございました。</p> <p>我々、農業委員会として、この後審議しますので本日はありがとうございました。</p>
事務局	議長、宜しいでしょうか。
議長	事務局どうぞ。
事務局	<p>●●さんについては、お話は分かりましたが、仲介業者の山田さんにお聞きします。</p> <p>先程、この様な事案は、私個人的に生産緑地の買取りは扱ったことが無いが会社では行っていると述べていましたが。</p>
代理人	私自身は、新人なので取り扱ったことは有りません。
事務局	<p>お宅の業者さんも相続以外による買取り申し出の案件については、習志野市内では受けたことが無いと思います。</p> <p>会社には先輩たちがいる中で、相続による買取り申し出なのか、病気等により買取り申し出を行ったのかお分かりになりますか。</p>
代理人	・・・・・・・・
事務局	もし、業者・会社さんが病気等での買取り申し出が受けられると、安易に出来るという先輩方がいたなら大きな間違いなので、今日の内容・雰囲気は会社に帰ったら報告して下さい。
代理人	時系列でお話をすると、元々買取りと言うお話が有ったのは別業者なので、そこがビルダーの会社なので細かな手続等に時間を割くのが大変なので、売買の仲介に入ったもので、元々はそのようになります。
事務局	これを業者側が安易に大丈夫だという気持ちで受けたとしたら、会社さんにも大きな責任が有ると思います。

	<p>生前における、買取り申し出というのは、かなり厳しいものだという事です。</p> <p>それは十分承知しています。</p> <p>今回、お話を伺わせていただいて、私自身も勉強不足の所は有りますけれども、一番最初に教えていただいたように、生きるか死ぬかというところで難しいということは承知しています。</p> <p>じゃ、ご自身達で何かを講じて、これは如何か、これは如何か、でもやはり無理ですって状況を目の当たりにさせていただいた時に、勿論法律では、生きるか死ぬかでないと解除することが出来ないことは理解しています。</p> <p>30年のくくりがあることも知っています。</p> <p>固定資産税も安くしているのだから、頑張りなさいって理解できます。</p> <p>法律でその様に成り立っているのは理解出来ます。私みたいな未熟者から、言うのもなんですが、農業委員会の方々には農業に携わっている方が、近いところにいらっしゃると思うのです。</p> <p>そうやって頑張っている人が沢山いるという実情が理解されているにもかかわらず、骨が曲がったりしても最後まで頑張りなさいって、やはりそうやって何処かで誤魔化しながら皆で協力しながら頑張っている人が沢山いるのに、そういう人達にでも頑張りなさいと、しっかりと目を向けてあげずに緑地解除は無理です難しいです、それだけ言われ行政に頼みなさいと言われても行政もお金が掛かるし、何するにもお金が掛かるのに意外とサポートして下さらないと、私は思います。</p> <p>先程、個人でやったこと無いと言ったのは、こうやって書類を・・・</p> <p>出すところまで至らずに、まだ、出来ますよって私達みたいな立場から無理ですよって、断った事もあります。</p> <p>でも、それまでの経緯をちゃんと伺っているんで、ましてや私が決められる事ではないので、まずは農業委員会さんの方に行ってみようという事で、今回このような案件を出させていただいた。</p> <p>難しい事は十分承知ですけど、でも、多方面に掛け合っ、それでも無理だったのでサポートとか、何とか助けてもらえませんかとの気持ちも含めて、書類を提出させていただいたもので、勿論、勉強不足のところはまだまだ沢山あるので、もう少し現場にいる方に目を向けていただいても良いのかなと思います。</p>
事務局	<p>私が伺いたいのは、業者の方で安易に簡単に出来ますよって事で受けていないか確認したいだけです。</p>
代理人	<p>その様な事で受けてはいません。</p> <p>再三、難しい案件であると認識しています。</p>

事務局	<p>今日、総会に出た結果も含め会社に報告して下さい。 会社で大変な案件だと共通認識を図ってください。</p>
代理人	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>仲介業者の山田さん、有難うございます。 他に意見等のある方は、お願いします。 事務局どうぞ。</p>
事務局	<p>お話をさせていただきます。 農業委員会が●●さんの所の生産緑地を指定するとか、解除するとか農業委員会が決めるのではないという事だけは、ご承知おきください。 先程、娘さんが言っていたように都市計画課が生産緑地を認める事や解除しますという事は、都市計画課が窓口になって、最終的には市長が決めることです。ただ、お母様が申請地のこの農地をキチンと耕作していますよと言う証明を出す部分のだけの事です。 農業委員会の立ち位置としては、都市計画課の方で全て判断する事なので農業委員会は農地を守るというのが、第1の使命であり、ですから農地を農地として維持管理していただきたいという思いで、突っ込んだ質問をさせていただいた事は申し訳なかったけれど、そういう部分が有るということをご承知ください。 私達は、お母様がちゃんと農地の管理をやっていましたという証明を出すだけです。業者さんに対する事務局職員の言い方で誤解が有ったようで、先程も委員からお話が有ったように生産緑地というのは、様々な条件が有る中で農家さんが覚悟してやっていただく事なんです。 それが調整区域では無く、市街化区域で家が建つ所に農地を残します。この農地の税金は高いです。農地として維持管理していただけるという事で認めているというところがあります。 娘さん達が、お父様がやっていたので良く解らないという事は理解できます。今回の事は、都市計画課も農業委員会もご相談いただいた時に説明不足の部分も有ろうかと思いますが、行政の立場からすれば生産緑地のことは都市計画課の方でもう少し踏み込んだ相談をしていただきたかったと思いますし、されていたらと思います。 農業委員が話したかったのは業者さんがいらっしゃるのですが、売買ありきではなく、まずは農地の存続を考えていただきたいという事で、お話しさせていただいたとご承知おきください。 ●●さんの実情も農業委員は承知しております。 皆さん農業を大切にしたいと思って、先祖代々の農家をやっておられる方々です。土地・農地を大事に末代まで存続したいという気持ちがあるのは分かりま</p>

<p>議 長</p>	<p>す。ただ、娘さんとしてはお母さんに目の前にある農地を見せておくと、これ以上、畑の中で倒れて死んでしまうか心配しているのも理解できます。農業委員は、そのところは十分理解しています。</p> <p>いろいろ質問させていただいたということは、●●さんのことも勿論考えています、農地のことも考えていますし農業委員の立場として質問させていただいたものです。</p> <p>気にさわる部分も有ったかと思いますが、ご容赦していただきたいと思いません。</p> <p>●●さんには、長時間会議に参加くださり有難うございました。この後、我々は審議に入りますので●●さん達には、ここで退席いただき退席の間暫時休憩いたします。</p> <p>．．．．．</p> <p>休憩前に戻り、会議を続けます。</p> <p>それでは審議に入ります。</p> <p>議案第2号 生産緑地の主たる従事者証明の発行について、皆様より意見を求めます。</p>
<p>飯生良委員</p>	<p>証明書を発行するに当たり、どの様な時に発行するのかしないのかの判断基準が分からない。</p>
<p>議 長</p>	<p>私の考えですが、生産緑地は農地として30年間管理するという条件で調整区域並みの税金として軽減されています。</p> <p>2022年から生産緑地の解除が始まることから、平成4年から受けており、2022年に解除が始まれば土地の価格が暴落するので、その前に解除して高く買いますと業者が回っています。</p> <p>鷺沼地区にも、自分の家にも業者が何回も来ました。</p> <p>その様な事で、現状で30年に達する前に解除してほしいと思っている人が沢山いると思います。</p> <p>しかしながら、生産緑地法では死亡により解除する場合を除き、死亡に等しい病状でなければと大変厳しく定められています。</p> <p>今回の●●さんの場合は、現地調査で皆さんも確認されたように大変丁寧に管理されていた農地でありました。</p> <p>現状からすると農業に従事する故障とみなすには、難しい気がします。これを認めて解除したら、いままで30年間、業者やJAに依頼してトラクターで畑を綺麗にしている人に対して、JAに依頼すると結構な金が掛かる、時間幾らで請け負うので年間でも3～4回、多い人で7回～8回はやっているのも結構、金が掛かります。それでも30年の縛りが有るので、農協さんに頼んで余計な出費と言うのも変で</p>

	<p>すが今回の話では、「分かった」となると今後に及ぼす影響というのは非常に大きい。</p> <p>そこで、私としてはやはり元々、生産緑地は習志野市の都市を形成計画の中で市長が決定したものとホームページにも載っていますけど、今後の習志野市の生産緑地の農地について市長はどのように考えているか、決定権者に農業委員会として質問したいと思います。昨日も局長に話をしました、最終的には市長が決めたのだから市長に話を聞いてみようという事です。</p> <p>市長に質問状を提出し、回答を皆さんに報告し生産緑地に対する今後の農業委員会の見解を決めれば良いのかと思っています。</p> <p>その様な事で、私がベラベラと早口で喋りましたが、自分の考えを皆様にどう思うか聞きたい。</p> <p>如何でしょうか、市長に一度質問をぶつけて見ることは如何ですか。この件に賛同される方は挙手して下さい。</p>
<p>中野委員</p>	<p>一つ宜しいですか。</p> <p>市長にしてみれば、こういう返事をすると思います。</p> <p>農業委員会で話を纏めてみて下さいと、言うと思います。</p> <p>やはり、今回の話は●●さんの家は跡取りもいないし、いろいろ考える余地があるのでは、農業委員で無い人から見れば、有ると思います。</p> <p>私の意見ですが、この件で前例的なものを作ると、いっばいいますから除外するには厳しい条件が有るので守るべきと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>中野さん、有難う。</p> <p>結局、こういう話は、例えば今回「分かったよ」と皆さん、情に脆い人達だから、娘さん達もいろいろ話していたけど、何であそこは出来たんだから俺の所もやってくれと必ず、こういう話が広まるので、いろいろな家庭の事情が有るので、我々も今迄我慢して来た人に直接自宅に行って説得した。</p>
<p>職務代理</p>	<p>今迄話をして来て、条件的にまず悪いと思う。</p> <p>接する畑が自宅脇にあって、そこで耕作している、お母さんとしてはやりたいと思っている、実際そうだと思う。</p> <p>子供達からしてみれば生産緑地は遠いから、条件的に危ない。</p> <p>あれを処分したい、そのお金でリホームしたいようなイメージで話をされ、その様に感じました。その辺が条件的にいつて一番悪い条件です。</p> <p>こういうのを見逃して良いものなのか、その辺の賛否が難しいと思います。</p> <p>本当の気持ちとしては、可哀想だと思いますけど農業委員としては前例を作ってしまう事は、一番まずい事でこれからかなり増えると思う。</p>

	<p>まず厳しくと言うより生産緑地法に厳正に公平に臨むべきと思います。 会長が言ったように市長に話を聴いてみることも必要に思います。 最終的に結論を出すのは、今の決定権は都市計画部長との事なので市長が判断する事にしてもらえないかと思う面もあります。 こういう案件は今後増えることは十分想定されます。 今は、農業委員会への判断や責任が重い、ただ、従事者で有るだけの証明を出すだけですから。</p>
村山委員	<p>今回の件で私個人として、今までの認識としては農業に従事する事は不可能とする条件があります。 この条件プラス診断書があれば解除できるとの認識を持っていました。 私自身、今回の件の内容を見てこの条件でも難しいのか、診断書を付けても難しいという事であれば、この診断書は一体何なのかと思う。 いわゆる農業を続けることは不可能、今後不可能と有ります。 今後の事をこの診断書は出しているの、尚且つ、これで解除できないとなると、この診断書をどう見たら良いのか。 この診断書の位置付けで、これは何だろうとは成りませんか、自分なりの考えですけど、●●さんの家の前の立派の耕作されていましてあの畑が耕作していなければ解除できるのかチョット難しい事なのでしょうけど、確かに他の皆さん頑張って生産緑地を維持していますけど、自分なりに考えが難しい。</p>
中野委員	<p>今回の件の様に診断書を添付して途中で生産緑地を解除することは、生産緑地を受ける時に大体分かっている事だから、今後、多くなると思います。 85歳90歳になって解除になるような年齢の設定で生産緑地を受けている方が多いから、それを見据えて受けている人が殆どで、それがこの様に耕作できなくなって診断書を出して、動けなく体の自由が利かなくなって、それで解除になるかと、そういう解釈をして行かないとこの様な問題は沢山有るので、安易に皆様に言っていたように厳しい案件ですが権利じゃないのだからと私は思います。</p>
村山委員	<p>解除できないと、市のホームページのQ9を載せる意味は無いと思うけど。 これ削除しても良いのではないのでしょうか。</p>
議 長	<p>暫時休憩して、事務局より説明を求めます。．．．．． 休憩前に戻り、会議を継続します。．．．．． 先程も私が皆様に申しましたように市長に質問状を提出し、その回答を皆様に報告する。 生産緑地に対する、今後の農業委員会の見解を決めるべきでは無いかと思っています。</p>

その様な事で皆様いかがでしょうか。
市長に質問状を提出することは如何でしょうか。
皆様、頷いていますので賛成という事で宜しいでしょうか。
全員の賛成という事で、今日の案件は私個人としては保留としますので、市長に質問状を出してから改めて審議したいと思います。
事務局は市長に合う為の調整をお願いします。
この件については、21日の忘年会が始まる前に報告したいと思います。
それで、宜しいでしょうか。
新年の1月総会で改めて、再度議案として扱いますので、今回は保留とします。
これにて議案第2号は終了して、続いて報告事項に入りますが、
報告第1号及び2号については、皆さんに事前に通知していますので
何か質問等のある方はお願いします。

質問等が無ければこれを持ちまして、
平成30年第12回総会を終了いたします。